

総合共済基本型

総合共済基本型は、年齢や性別によらず契約者（組合員）が定額の掛金を拠出し、共済期間中に起きた慶事・弔事・災害などに際して祝金・弔慰金・見舞金などの共済金を受けとる相互扶助を目的とした共済事業です。

県職労では、じちろう共済（総合共済）と全労済（こくみん共済 coop 慶弔共済）の共済制度に加入しており、掛金は、月額でじちろう共済分の 300 円と全労済（こくみん共済 coop）分 90 円とを合わせた 390 円となります。保障内容は以下のとおりです。

保障内容

共済金の種類	お支払い事由		共済金		
死亡弔慰金	被共済者（組合員）の死亡		50万円		
	配偶者の死亡	（内縁関係の配偶者を含む）	20万円		
	子の死亡	実子・養子・継子とそれぞれの配偶者	5万円		
	親の死亡	組合員と配偶者のそれぞれの 実父母・養父母・継父母	1万円		
重度障害見舞金	被共済者（組合員）の重度障がい		50万円		
結婚祝金	結婚（内縁関係の配偶者を含む）		1万円		
退職餞別金	退職による組合からの脱退		1.8万円		
住宅災害見舞金	火災等	全焼・全壊	70%以上	140万円	
		半焼・半壊	20%～70%未満（損害の割合によって）	70万円～126万円	
		一部焼・一部壊	～20%未満（損害の割合によって）	7万円～42万円	
	自然災害	風水害等	全壊・流失	70%以上	46万円
			半壊	20%～70%未満	23万円
			一部壊	損害額100万円以上	4.6万円
		地震等	床上浸水	最高	23万円
				最低	1.48万円
			一部壊	損害額20万円超	2.5万円
	同居親族の死亡			12万円	

※地震等災害見舞金について

地震等による損害を被り、総合共済の加入があり、かつ、総合共済の被共済者が居住している住宅の損害額が 20 万円を超えるときは、地震等災害見舞金を支払う場合があります（地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます）。この見舞金は、総合共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、支払いを約束するものではありません。

支払事例



結婚 ▶ 1万円



退職 ▶ 1.8万円



本人死亡 ▶ 50万円

組合はあなたの“困った”の **支え** になります。
不明な点は組合へご連絡ください。

